

令和2年第9回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年9月10日(木) 午後1時30分から午後3時00分
- 2 場 所 菊池市役所2階 204号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子 5番/榎田 實
7番/永田正一郎 8番/坂田貞志 9番/右田博昭 11番/高山悦子
12番/松永孝志 13番/緒方啓一 14番/丸山利明 15番/荒木孝子
16番/水上義夫 17番/川口毅憲 18番/守塚伸二 19番/高木洋一
- 4 欠席委員 2番/永田孝子 6番/緒方哲郎 10番/右田正臣
- 5 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(旭志分室) 下川利治
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 農地所有適格法人設立届出について
議案第3号 農地法第3条許可申請について
議案第4号 農地法第4条許可申請について
議案第5号 農地法第5条許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画(案)について
報 告 土地改良届出について
合意解約について
そ の 他

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日の会議につきましては、議席番号2番/永田孝子委員、議席番号6番/緒方哲郎委員、議席番号10番/右田正臣委員から欠席の届け出がっております。本日の会議につきましては19名中16名の委員さんにご出席いただいております、『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和2年第9回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号5番/榎田委員と議席番号7番/永田正一郎委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

《 議案審議 》

会 長) 本日の議題は、第1号から第6号までの議案6件及び報告案件2件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 議案第1号/新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は2件でございます。2ページをご覧ください。1件目の農業計画書です。申請者の住所、氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年時における経営面積、開けていただきまして3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては記載のとおりでございます。8月28日に丸山会長、担当地区の高木委員、角田推進委員と事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、高木委員よりご意見ををお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。先月28日に今ご案内がありましたように面談を行いました。この件は、私の住む集落の隣の集落でございます。自分の住むところは中山間地の前傾的なところでございまして、新規就農希望ということで私自身ちよっ

と耳を疑いました。申請者につきましては熊本市在住の方で市内で定職にも就かれておられ、計画書にも記載してありますように、ある方の農作業の手伝いをする中で、自分の余暇を利用しながら農業を営みたいという思いのようでございます。この計画書を見る限り収益は生活の一部しかならないようですが、農地が荒れるよりもましかなと思っております。管理だけは十分やっただくようお願いはしております。この件に関しましては、この後3条で詳しくご説明したいと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

事務局長) ありがとうございます。4ページをご覧ください。2件目の農業計画書です。申請者の住所、氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年時における経営面積は記載のとおりです。開けていただきまして5ページの一番上にあります5家族につきましては、2名とも農業従事日数が述べ387日となっておりますが、322日に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。残りの農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。8月28日に丸山会長、担当地区の緒方哲郎委員、野村推進委員と事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、本日担当地区の緒方哲郎委員が欠席でございますので、丸山会長よりご意見をお願いいたします。

会 長) ただ今事務局より説明がありましたように、本日は緒方哲郎委員が欠席ですので意見書を預かっておりますので、朗読いたします。8月28日に会長、私、野村推進委員、事務局と一緒に聞き取りを行いました。代表取締役のお二人お見えになり、お二人は実の親子関係で中心になれるのは娘さんみたいでした。今回の申請は概ね150㎡の2連棟ガラスハウスが2棟ある田んぼを購入し、現在生育しているバナナと新たにアスパラガスを定植していくとのことでした。販売先についても小売り・市場というお話でしたので、JAの部会も紹介し、栽培についても良い結果がるのではないかと助言させていただきました。本人さんのやる気も見えましたし、実の父と一緒におられるということで安心感もあります。以上のことから問題なしと考えます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) ただ今、新規就農につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。〇〇〇〇〇〇についてなんですけれども、この申請の理由というところでは高校生の頃からという風に書いてあって、別にこの会社の申請の理由じゃなくて、代表者と取締役の方の話だと思んですけど、書き方としてどうなのかなと。個人の場合はこれでいいのかもしれませんが、法人の場合はこれでいいんですかね。〇〇〇〇〇〇さんのお話なのかなと思うんですけども、そちら

辺がもう少しはっきり分かるような記載の方法を考えた方がいいのかなど。同じように過去の農業従事状況も多分どなたかのお話だと思うんですけども。それと5ページの5家族というところが、前にもお話したような気がするんですけど、この場合は家族というよりも役員とかの項目になるのかなと思うんですけど。

事務局) すみません。今のご指摘についてですが、まず申請の理由の書き方ですが、今言われましたとおり、主に〇〇〇〇〇さんがされるということで。その方の理由を書いております。法人としての理由につきましては、今後検討させていただいてもよろしいでしょうか。それと、5ページの家族のところなんですけれども、言われるとおり構成員の方を書いております。項目が家族となっておりますので、こちらにつきましても、法人の場合の書き方を検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長) よろしいですか。他にはございませぬか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／農地所有適格法人設立届出について、ご説明させていただきます。6ページをご覧ください。別紙のとおり農地所有適格法人設立届出がありましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただくものです。今回の案件は1件となっております。7ページをご覧ください。設立届出書です。法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係、第2号関係、第3号関係につきましては記載のとおりでございますが、7ページの下の方にあります(2)売上高につきましては新規設立の法人であることから、申請日に属する年のみの記載となっております。記載内容から法人形態は株式会社で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が100%、役員の過半数が農業の常時従事者であることから、法人形態要件・事業要件・議決権要件・役員要件の4つの設立要件を全て満たしてございまして、新規設立の法人ではありますが、農業への思い入れが強く、農業経営への意欲も高いことから、特に問題はないものと思われまふ。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長)「農地所有適格法人設立届出」につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。先程と一緒の案件なんですけど。バナナというのは〇〇〇〇とかでも栽培されているようですけども、栽培してその収入があがる程度の経営が期待できる農作物になってるんですかね。それを教えていただきたいです。

事務局) それでは、お答えさせていただきます。新規就農者の農業計画書のページになるんですけども、4ページの方にバナナとアスパラガスを栽培されるということで、後の3条申請で出てくるんですけども、譲渡人さんがバナナを栽培されていて、それを引き継ぐという風に聞いております。収益的にもあがる計画をされておりますので、本人さんからはそれで成り立つという風に聞いております。以上です。

会 長) よろしいですか。他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第3号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。10ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては『許可指令書』を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転10件、賃貸借権設定7件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局) 今月の案件は、農地法第3条第1項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。それでは、まず1番です。11ページをお願いいたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会長) 1番につきましては永田孝子委員の担当ですが、本日欠席ですので、私の方で意見を述べたいと思います。14番の丸山です。申請地は女子高の前を通過して旭志の方に抜けております県道菊池赤水線の河原というところの中原地区になると思います。工場で江東電気さんがあります西側の方に農地はなっております。5日の日に現地調査を行いまして、2枚とも耕うんされて立派に荒地でないような状況にはなっております。今回の申請は譲渡人さんが高齢になりましたので、どうしても農地を手放したいということで譲受人さんとお話がまとまったということでの案件となっております。永田孝子委員さんの方からも、そのようなことで何ら問題はないということでしたので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会長) 2番につきましては、私が担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。この案件は、ご夫婦間の所有権移転となっております。お話を聞きましたところ、息子さんの方に所有権を移転されますかというお話をしましたところ、息子さんの方が農地あたりについてはそちらの方で考えてどうか処分なり色んなことをやってくれないかということで話が来ましたものですから、自分としては85歳になり、先が非常に不安ということで、差し当たって妻の方に所有権を移転したいというようなお話でしたので、私も仕方がないかなと思っております。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

会長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。12ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は、387号線の重味地区で道園と言われる地区です。譲渡人は、数年前より農業を辞めて山鹿の方に移転されておられま

す。農地だけは小作として同じ地区の人に貸し付けておられました。ちょうど引き受けてくれる方が見つかり、今回の所有権移転の形になった訳です。親父さんたちは高齢ですが、夫婦で農業をやっておられますし、譲受人も息子さんもおられますので管理も程よくされると思います。このようなことをございますので、何ら問題はないと思いますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。16ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。8日の日に推進委員と現地を確認いたしました。先程ご説明しましたように、場所が387号線沿いに中尾という集落がございます。そこから東へ5～600m入ったとことにあります。譲渡人の方は、ご高齢で自分では管理が出来ないということで、先程、新規就農でご説明しましたように、そこに相談をされましたところ、自分もここは場所的にはあまり良くないので何とも言えませんでしたが、贈与という形でこの人に管理をしてもらいたいということでしたので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、緒方哲郎委員から依頼されましたので、私が代理で意見を述べさせていただきます。14番の丸山です。この案件の譲受人さんは、先程説明しました新規就農の方です。これから始められる農業体系から既存の施設等の必要性を考えられ、申請地の売買となったものです。双方合意による売買です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

水上委員) 16番の水上です。この案件は親から子への贈与です。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

会 長) 次に、7番をお願ひいたします。

事務局) 7番です。17ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。譲渡人さんと譲受人さんは親戚関係です。相互合意のうえの贈与になります。譲受人さんは消防署を退職後、米を中心に農業を頑張っておられますので、問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、8番をお願ひいたします。

事務局) 8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。譲渡人さんと譲受人さんはご近所にお住まいです。この農地は、譲受人さんの農地の隣ということで、以前から欲しがっておられましたが、今回売買の話がまとまったようです。譲受人さんは退職後、農作業をご夫婦で頑張っておられますので、問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、9番と10番は関連がありますので、一括して説明をお願ひいたします。

事務局) 9番と10番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 9番と10番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

川口委員) 17番の川口です。この件に関しましては、交換ですけども、相互合意ですので問題ありません。まず譲渡人さんの方が兼業という形でやっておられましたが、もう農業の方は無理があるので勤めの方に出来ることを銘打っているようにしたいということですので、この譲受人の方が年齢は高いですが、畑作物を中心に作付けされまして、私も個人的にお会いしてみましたけども、大変元気で矍鑠としてっか

りと仕事をされております。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願ひいたします。

事務局) 18ページになります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による賃貸借権の設定です。場所は七城メロンドームから北西側へ約3km行ったところにあります。借受人さんは近隣の場所でも耕作をされており、今回の農地では野菜を作られるとのこと。何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、2番・3番・4番・5番・6番・7番の6件は関連がありますので、一括して説明をお願ひいたします。

事務局) 2番・3番・4番・5番・6番・7番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番・3番・4番・5番・6番・7番の6件につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。借受人さんは、息子さんを中心に家族みんなでゴボウ中心の野菜の栽培しておられます。この農地は、全部以前から小作をしておられたところですので、問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の1番について説明をお願ひいたします。

事務局) 19ページになります。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。譲渡人・譲受人ともに県外の方で、土地はコッコファームの前の300mくらいのところにありますお茶畑です。譲渡人・譲受人はご親戚関係で、譲渡人の方がもうお茶を辞めたいということで、譲受人の方がお茶を製造販売されておりますので、そのまま事業を受け継ぐということで、この使用貸借権設

定の申請となりました。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 農地法第3条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。16ページの下から2番目のお名前の隣の1/2というのを説明してください。

事務局) はい。こちらにつきましては、共有名義になっておりまして、第三者の方との1/2ずつの共有名義でございまして、その1/2の自分の持ち分につきまして息子さんへの贈与という形となっております。以上です。

会 長) よろしいですか。他にはございませんか。

永田正一郎委員) 16ページの5番の件なんですけども、ここはガラスハウスが建っていると思いますが、それも込みの値段でしょうか。

事務局) それでは、お答えさせていただきます。16ページの5番ですね。これは、農地のみでございまして。

会 長) ハウスは。

事務局) 一応、農地法第3条についてが農地等に関する所有権移転・許可申請となっておりますので、農地の値段を書いております。以上です。

会 長) 近藤さん、ちょっと分かりやすく説明できますか。

事務局) 3条許可ですので、農地の権利移動についてご審議していただくということで、右の方に書いてありますのは、その価格がどれくらいかということで、参考と言いますか備考ということで書かせていただいております。以上です。

会 長) よろしいですか。

永田正一郎委員) 新規でされる訳ですけど、バナナはそのまま引き継がれると思いますが、アスパラじゃなかったと思うんですね。

会 長) アスパラは、今からの計画の中での申請です。

永田正一郎委員) だから、アスパラにしても2年なり3年くらいかかってくる訳ですよ。これだけ金額をかけて取得して、上手くいくのかというのがちょっと。

会 長) その話もですね。新規就農の方との面談の中では、担当委員と私もお尋ねしました。想定していたのよりも高いと思いましたが、これを逃すとまた候補地を探すことになるので納得しております、というお話でしたので、そこら辺りは私たちも価格云々についての審議はちょっとできませんので、そういうことで了承した訳です。

永田正一郎委員) 先日のような台風が来ても生き残れると思いますけど、ガラスだからですね。余程頑張ってもらわないと、なかなか農家になったという意味がないと思いますので、頑張ってもらいたいですね。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 長) 議案第4号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。20ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 21ページをご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北北西に約1.7km、県道鯛生菊池線から西に約500mの土地です。農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地区域にある農地であることから第1種農地に該当しますが、転用目的が個人住宅であり例外規定の集落接続にあたり許可が可能です。位置図・現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。8日の日に事務局・会長・推進委員・私とで現地を確認いたしました。場所は今ご説明ありましたように、菊池北中学校から西へ直線で約1km位の高台にあります。今住んでおられるところが裏が崖地で、近年の豪雨災害に対し心配であるため、この土地を求められたようでございます。現時点では栗が植えてあり、収穫が終わり次第、木を伐採し造成をするということです。転用面積に対し住宅・敷地・通路等は十分スペースをとってあり、問題はないと思います。給排水計画に対しましては、給水は市の上水道を使い、生活雑排水汚水等は汲み取りということでございます。雨水は地下浸透を基本として、オーバーフロー分は浸透枮によって処理をしたいということでございます。被害防除計画は、被害が発生したときは当方で即座に対処をするということでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンの方をご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から南西に約5.3km、国道387号線から東に約5mの土地です。農地区分につきましては、概ね10ha未満で宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当し許可が可能です。転用目的はアパート敷地及び駐車場であります。この案件につきましては、昭和48年に一度転用許可を受けられて、アパート敷地及び駐車場として利用されております。今回所有権移転の目的で登記簿を取られたところ、畑のままになっているということがわかり、その当時の許可証を探されましたが、見当たらないということで今回再度申請をされております。なお、始末書の方も添付されております。位置図と現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。8日の日に事務局・私・代理人の方の立ち合いにおいて、スクリーンにありますような現地を確認いたしました。場所は国道387号線の菊池自動車学校の向かい側に位置するところになっております。ご覧のように駐車場とアパート宅地が現在建っておりますし、事務局が言われたように昭和48年に所有権移転の登記の書類を出されまして許可を受けておりましたが、その後地目が変わった時点で本来ならば地目変更登記をしなければならなかったのに、許可証を紛失してしまい、現在まで至らなかったことを反省し、今回の4条申請になりました。始末書もありますし、事務局にも県の方にももう許可証がないというか見つからないのか分かりませんが、再申請になっております。よろしくご審議お願いしたいと

思います。

会 長) 農地法第4条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第5号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。22ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転6件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 議案第5号の農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の23ページになります。番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑1,346㎡の所有権を取得して自ら経営する運送会社へ駐車場として貸し付ける案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北東に約2.3kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。同じく8日の日に事務局・会長・推進委員・私とで現地を確認いたしました。場所は国道387号線沿いの迫間体育館・迫間支館の手前の信号を右折し、300～400mのところになります。この申請者は、運送業でトラック増車のために数年前から駐車場を探しておられ、やっと自分の会社に隣接する

畑を手に入れることが出来ました。土地の利用計画としまして、砂利を敷きトラックの駐車場とするということです。駐車場でございますので、給水・汚水・生活雑排水は発生しません。雨水に関しましては、自然浸透処理し、浸透枮を数か所設置の予定でございます。オーバーフロー分は東と西側に既存の水路へ放流するという事で、排水同意書もっております。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書の記載のとおりです。転用者は個人で、畑605㎡の所有権を取得して個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南に約1.3kmの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。8日の日に現地立ち合いし、確認いたしました。申請地は、市立戸崎小学校の東側運動場からすぐ隣接するところに位置しております。ここが現在地ですが、ここは春先まで地主さんが家庭菜園というか野菜を作っておられましたが、現在はこのように宅地のように造成したような状況になっております。譲受人の申請人の方は、現在自衛隊員で大分県の由布の方におられます。この土地を申請した理由が、実家がこの地区であるということと今後両親の面倒なりをみたいということで、近くのこの候補地を設定いたしました。また、夫婦共働きであるために、やはり保育園なり小中学校ができるだけ近くに存在するという事で選定の理由になっております。敷地が入口が狭くて5mあるんですけど、前の道路から入りますと3.5mということで車がなかなかスムーズに出入りが出来ませんので、中の方に入って方向転換をするということで計画されております。若干許容範囲よりも面積が広い転用面積になっております。自衛隊員ということで緊急の場合も出動などがあるそうですので、それなりの装備する道具や荷物を倉庫を建ててそこに収納していきたいということで、このような計画で住宅は平屋を建てて住みたいという計画になっております。それと周りは住宅がありますので、それに同意書もとられております。上下水道は市の上下水道処理の方に流すということになっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は、農地所有適格法人で畑781㎡の所有権を取得して、農業用倉庫に転用する案件になります。また、本件は追認許可の案件となりまして、転用者は200㎡未満の農業用施設の設置であれば農地法の許可は不要との認識のもとに、昨年におきまして117.28㎡の農業倉庫を建てられましたが、その後、実際にはその周辺の農地を通路及び作業スペースとして利用されておられまして、それらを含めた面積が200㎡を超えているということから転用の許可が必要であると判断されたため、今回、許可申請書を提出されているところでございます。なお、始末書の方が添付されてあります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から東に約2.6kmの位置にある農地になります。農地区分は農振農用区域内にある農地です。なお、申請地は農振農用区域内農地ですが、用途区分が農業用施設用地へ変更され農業用施設の用に供する場合に該当するため、許可は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。9月8日に現地調査に立ち合いいたしました。土地の所在地は、先程説明がございましたが、旭志支所より四季の里方面へ東の方に約2.6km行ったところに譲受人の方の事務所があり、事務所の裏の北側になる農地でございます。近くにはエコビレッジ旭志があります。譲受人の方は、大麦若葉・三池高菜・菊芋を30町くらい作られており、頑張っておられます。農業機械や資材が増え、機械や資材の管理に困り、これも先程事務局の方から説明がありましたが、200㎡以内だったら許可申請が要らないと思い、簡単なパイプ式の作業小屋を建てられております。通路や作業スペースを含め200㎡を超えてしまい、深く反省されており、始末書添付で今回正式に申請をされました。この農地は以前から借りておられ、今回売買の方が成立しております。施設の概要については、記載のとおりでございます。生活雑排水はありません。雨水の方は、自然浸透です。造成中・完成後の被害防除方策は、被害があれば速やかに対応するということでした。近隣の農地、地権者の同意も取れております。いた仕方ないと思います。よろしく審議の程をお願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 番号4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は、建築板金工事業を営む法人で、田573㎡の所有権を取得して、自社の資材置場に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から南西に約1.3kmの位置にある農地になりま

す。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂田委員) 8番の坂田です。8日の日に会長さんらと現地確認をいたしました。旭志小学校から500m程西の県道沿いに位置しており、譲受人は板金加工業をやっておられますが、倉庫兼作業場は広さが充分でないうえ、作業場としても利用していることから、保有する業務用機械や資材等の全部を格納することが出来ず、一部の機械や資材は既存事業用地内のわずかな空きスペースにてビニールシートで覆い雨水を凌いでいる状態です。また、従事者5名の専用の通勤用駐車場も確保できていないため、既存事業用地内の車両転回スペースを利用しているような状況であることから、資材の搬入・搬出時や業務用車両等の出庫時には駐車車両の入れ替えが発生し、非常に作業効率が悪く、毎日の業務に支障をきたしているのが現実であります。また、譲渡人の方は県外におられて、この土地の管理に人を雇って草刈り等をやっておられるようで、ちょうど隣接地でもあり互いに都合がよかったようです。土地の利用計画といたしましては、資材置場が222㎡・駐車スペースが132㎡・通路作業スペース車両転回スペースが217㎡となっております。給水は不要で、生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分については既存の水路に放流するように、これは同意もとっております。造成中・完成後の被害防除対策としては、周辺農地に迷惑が掛からないように十分配慮し、万一被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は速やかに対処し、責任をもって解決することです。区と近隣農地の方からの同意書もあり、問題はないと思われれます。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 番号5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田277㎡の所有権を取得して個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約500mの位置にある農地になります。農地区分は、上下水道のある道路の沿道区域で概ね500m以内に橋本歯科医院と泗水幼稚園がある農地であることから、第3種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、泗水小学校運動場裏門から北側市道を北東へ300m、田中地区の西側の端で先月8月の転用案件の隣接地となります。周りは住宅地になっており、最良の住宅環境で交通の便も良好で最適地として選定されました。申請人は夫婦ともに近くで介護職員をしておられ、現在、アパートに夫婦・子ども2人の4人家族で生活をされていますが、子どもたちの成長に伴い手狭となるため、今後の生活設計を考え二階建て個人住宅を新築されるものです。計画概要につきましては、事務局案内のとおりです。給排水計画につきましては、市の上下水道を利用いたします。雨水については、敷地内に雨水浸透枳を設置し、地下浸透で敷地内処理をします。また、オーバーフロー分については、市道横の排水路に放流します。被害防除対策については、造成工事は行いませんが、建築工事中・完成後も粉塵・土砂流出など近隣に迷惑の掛からないよう対策を実施し、もし問題が生じた場合は速やかに対処します。以上のことで問題はないと考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長) 次に6番をお願いたします。

事務局) 番号6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田324㎡の所有権を取得して個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約500mの位置にある農地です。農地区分は、上下水道のある道路の沿道区域で、概ね500m以内に橋本歯科医院と泗水幼稚園がある農地であることから、第3種農地になります。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、前の5番の転用案件と同じく、先月の8月の転用案件の隣接地になります。前の案件同様、最良な住環境に恵まれ交通の便もよく、最適地として選択されました。申請人は夫婦ともに会社員で、夫婦・子ども3人の5人家族で、現在は貸家で生活をされていますが、子どもたちの成長に伴い手狭になったため、今後の生活設計を考えて二階建て個人住宅を新築されるものです。計画概要は、事務局案内のとおりです。給排水計画については、市の上下水道を利用いたします。雨水については、敷地内に雨水浸透枳を設置し、地下浸透で敷地内処理をします。また、オーバーフロー分については、市道横の排水路に放流します。被害防除対策については、造成工事は行いませんが、建築工事中・完成後も粉塵・土砂流出、近隣に迷惑の掛からないよう対策を実施し、もし問題が生じた場合は速やかに対処します。以上のことで問題はないと考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長) 農地法第5条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第6号／農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。24ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局) それでは、25ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定42件、使用貸借権設定3件、中間事業による賃借権設定3件・使用貸借権設定2件、期間借地による賃借権設定3件、所有権移転4件となっております。それでは、所有権移転の各筆明細の説明に入ります。27ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については、議案書記載のとおりです。売買金額につきましても議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。所有権を移転される方は、東京の方にいらっしゃいまして、どなたかこちらの方で小作される方がいらっしゃいませんか、ということで探していらっしゃいましたところ、所有権を受けられる方が近くで栽培されておりましたので、栗を栽培するということで購入者として手を挙げられました。地元でも認定農業者でかなりの面積を栽培されておられますので、何も問題なくスムーズにいきました。何の問題もないと思いますので、ご審議の程よろしく願いします。

会 長) 次に、2番と3番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 2番と3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番と3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。2番と3番のそれぞれ所有権を移転される方は、農業をされておられませんし、他の仕事をされております。それで、この圃場は合筆になっておりますので、それぞれにもう農業をしないので手放したいということで、所有権の移転を受けられる方との話がまとまりまして、双方の合意ということになりました。所有権を受けられる方は、肉用牛の肥育を大々的にやっておられまして、認定農家でもありますし、地域のリーダーでもございます。いい方に買っていただいたと思います。問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。今の2番・3番と同様に所有権を移転される方の希望もありまして、所有権の移転を受けられる方は、地元の酪農家として、やはり認定農家としても地域のリーダーとして頑張っていらっしゃいます。問題はないものと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転4件のほか、賃貸借権設定42件、使用貸借権設定3件、賃貸借権設定(期間借地)3件、中間管理事業5件となっております。しばらく時間をとりますので、内容をご確認いただきたいと思います。

(議案内容の確認)

会 長) それでは、議案の内容を確認していただいたと思いますので、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。28ページなのですが、中身というよりちょっと教えていただきたいんですけど。設定する利用権のところの支払い方法・賃借料・作物で「kg/筆120」というのは、1筆につき120kgということですかね。

事務局) はい。そうですね。お米でお支払いをされるということでしたので、1筆あたり2俵という風におっしゃっていました。

高山委員) あの続けて。そうすると、3番は10aで2俵という風に読むんですかね。

事務局) そうです。kgと俵の違いなんですけども、お客さんがおっしゃったように入力はしております。

高山委員) ただ分からないから聞いただけで、意図がある訳ではないんですけど。申請者の方がそういう風に書かれているのをそう書いているという風に読めばいい訳ですね。分かりました。

会 長) ちょっと確認ですけど。筆ですと10aあたりなかつたりするような農地もあるかと思うんですけど、そういう時には10aあたりで申請をしていただく方が委員さんも分かりやすいんじゃないかと思いますが、そこらあたりの指導は出来ますか。

事務局) そうですね。その方たちによってまちまちだったり、全部でいくらかかっていう場合もあるので。

会 長) それは分かりますけど。先程言いますように、1筆というと10aあたりが標準だと思いますけど、5畝とか3畝とかというような農地も中にはあるんですよ。そこら辺りを10aあたりに換算して編集していただきたいというような指導あたりは、できればその方がやりやすいんじゃないかなと思いますけど。

事務局) はい。一応お伝えはするんですけども、やはり全部でいくらやるよと言われるからというのはあります。そのようにお伝えはしたいと思います、今後ですね。

会 長) はい。よろしくお願ひします。よろしいですか。他にはございせんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、原案のとおり承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 43ページをご覧ください。報告案件は「土地改良届出」及び「合意解約」の2件となっております。まず「土地改良届出」でございます。今回は1件で、詳細につきましては、44ページに記載のとおりでございます。次に「合意解約」でございます。今回、農地法第18条の規程による合意解約通知が19件あっており、詳細につきましては、45ページから49ページに記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、報告案件につきましては、説明のとおりとさせていただきます。

本日上程しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 他に意見もないようですので、これをもちまして「令和2年第9回農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩